

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

当会を取り巻く地域の災害発生状況および想定される災害発生情報は、坂戸市が策定した坂戸市防災マップ（令和3年度保存版）を基に現状分析を行う。

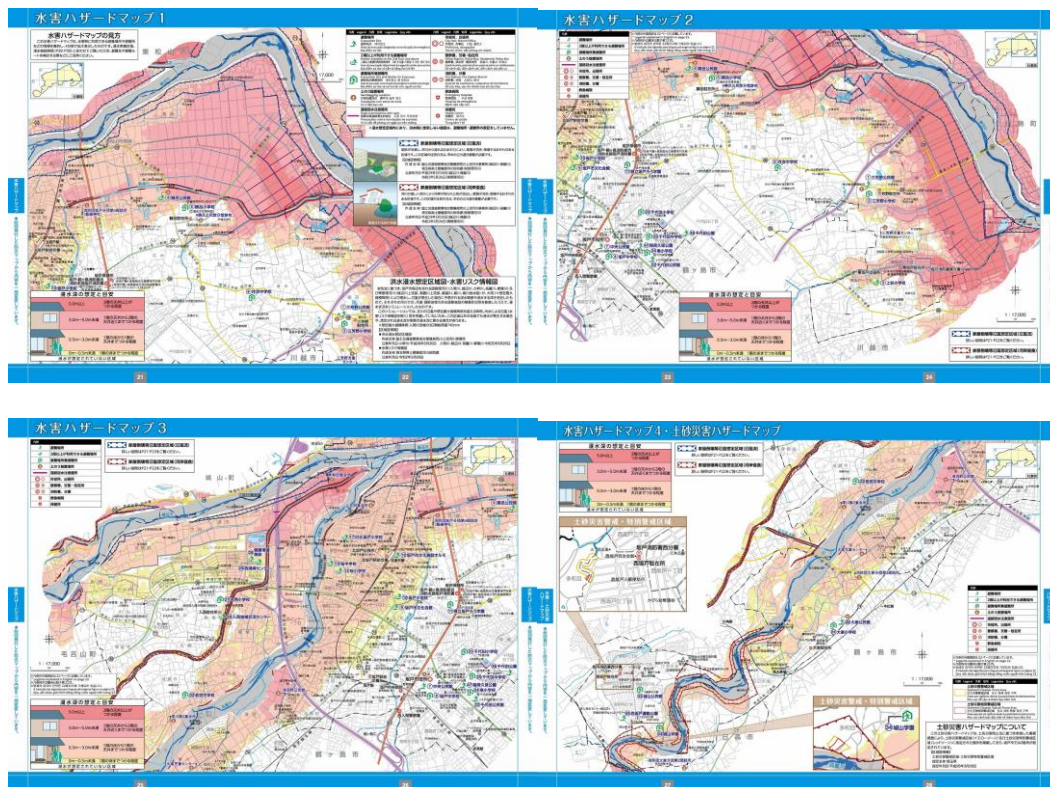
(1) 地域の災害リスク

(水害：ハザードマップ)

水防法に基づき、市周辺を流れる国管理河川(入間川、越辺川、小畔川、高麗川都幾川)及び県管理河川(越辺川上流部、高麗川上流部、飯盛川、葛川、葛川放水路)が、大雨(※想定最大規模降雨)により増水し、氾濫が発生した場合に予想される浸水範囲や浸水する深さを記したもので、それぞれの河川での、川道・調節地等の洪水調節施設の整備状況等を勘案したうえで、浸水状況をシミュレーションしている。

このシミュレーションでは、支川の氾濫や想定最大規模降雨を超える降雨、内水による氾濫(水害リスク情報図を除く)等を考慮していないため、この区域以外の地域でも浸水が発生する場合や想定される浸水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

※想定最大規模降雨：入間川流域の3日間総雨量740mm

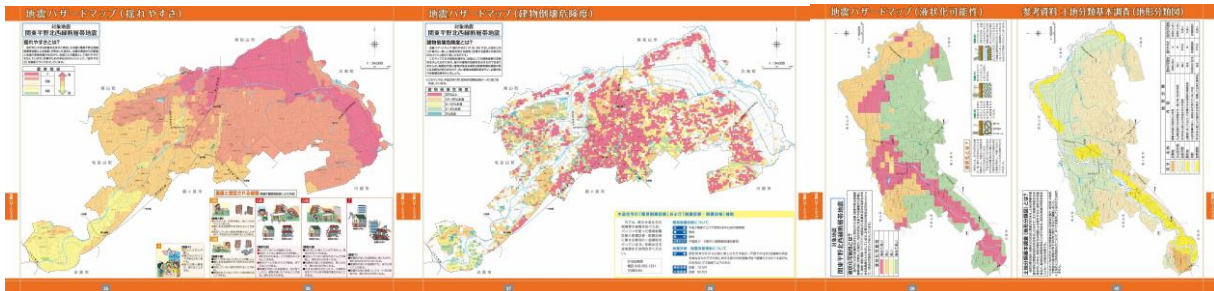




「坂戸市防災マップ令和3年保存版」

(地震：ハザードマップ)

埼玉県は、平成24年・25年度に「埼玉県地震被害想定調査」を行い、この調査において坂戸市に最大の被害をもたらすと想定される地震は「関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点北）」とされました。この想定によると坂戸市の震度は大半が震度6弱から6強ですが、一部地域では震度7となっています。



(その他：防災マップ)

土砂災害には、土石流、急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）、地滑りの3つがあり、長雨や大雨、地震等によって発生する。坂戸市には、2か所が急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）による土砂災害（特別）警戒区域に指定されています。

指定地域：多和目の一部、西坂戸三丁目の一部



(感染症)

毎年流行を繰り返すインフルエンザは、これまでにおよそ10年から40年の周期で型が大きく変わっている。新しい型のインフルエンザウイルスが出現すると、多くの人が免疫を持っていないために世界的な大流行（パンデミック）を起し、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

## (2) 商工業の状況

- ・商工業者数 2,684件
- ・小規模事業者数 2,029件

### 【商工業者数の内訳】

合計	製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他
2,684	250	302	118	550	436	933	95

【参考文献：平成28年度経済センサスによる商工業者数（業種別）】

## (3) これまでの取り組み

### ①当市の取り組み

- ・坂戸市地域防災計画
- ・坂戸市避難行動要支援者支援全体計画
- ・坂戸市業務継続・職員行動計画
- ・坂戸市国民保護計画
- ・坂戸市建築物耐震改修促進計画
- ・坂戸市都市計画マスタープラン
- ・坂戸市公共施設等マネジメント計画
- ・坂戸市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- ・防災訓練
- ・防災マップの発行
- ・国、県、商工会の連携による令和元年度台風19号被災事業所への被害状況確認、支援内容の周知

### ②当会の取り組み

- ・坂戸市商工会危機管理マニュアルの策定
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ビジネス総合保険(全国連)の周知及び加入促進
- ・総合火災共済(埼玉県火災共済協同組合)の周知及び加入促進
- ・国、県、市の連携による令和元年度台風19号被災事業所への被害状況確認、支援内容の周知
- ・防災備品(坂戸市商工会危機管理マニュアル5ページ参照)の完備

## II 課題

現状では、坂戸市商工会危機管理マニュアルの策定にとどまり、具体的な体制やマニュアル、防災備品が整備されていない。また、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった職員もいない。さらに、保険等に対する助言を行える当会職員が不足していることが課題となっている。

感染症対策については、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

## III 目標

### (1) 小規模事業者に対する支援の強化

#### 【自然災害】

- ①小規模事業者に対し巡回指導時に坂戸防災マップを活用して災害リスクを周知する。
- ②事前対策や災害対策の必要性を周知するとともに、ものづくり補助金申請事業者を中心とした事業継続力強化計画の認定推進や、セミナー開催をきっかけとした策定事業者の拡大を図る。

③自然災害が事業活動に与える影響を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

**【感染症】**

①感染症のリスクを周知する。

②感染症が事業に与える影響（従業員不足、売上減少、固定費負担増等）を軽減するための対策をアドバイスする。

③公的支援制度の円滑な活用や新生活様式に対応した事業環境の整備を促進する。

④感染症対策を盛り込んだセミナーの開催。

(2) 坂戸市商工会における体制の整備

①事業継続力強化支援計画策定をきっかけとして、自然災害時及び感染症拡大時における連絡・報告・調整等を円滑に行うため、坂戸市と坂戸市商工会との間における被害情報報告ルートを確認するとともに、迅速かつ適切な復興支援の実施に向け、関係機関との連携体制を構築する。

②事前対策や初動対応への適切な助言が行えるよう、法定経営指導員が中心になり、職員の支援能力向上に取り組む。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年3月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスク及び感染症リスクの周知

①巡回経営指導時に、坂戸市防災マップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。

②坂戸市広報（広報さかど）や商工会報、ホームページ、Facebook 等において、国の施策紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。

④事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

⑤新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を説明する。

2) 坂戸市商工会の事業継続計画の作成

当会は、令和3年2月危機管理マニュアルを作成（事業継続計画・別添）。

3) 関係団体との連携

①損害保険会社等と連携を図り、事業継続力強化計画に関するセミナー等を開催するとともに、損害保険（ビジネス総合保険等）の加入促進に取り組む。

②関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ①小規模事業者の事業継続力強化計画取組状況の確認を行う。
- ②坂戸市商工労政課との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

5) 訓練の実施

- ①地震や台風災害の発生を想定して、坂戸市商工労政課との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ②避難訓練、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。
- ③感染症の影響による職員減少に備えたシミュレーションや訓練を行う。

< 2. 発生後の対策 >

1) 応急対策の実施可否の確認

- ①発災後6時間以内に職員の安否確認を行う。(LINEのグループ設定を行い、安否確認を発信する。その後職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めているLINEワークスにて埼玉県商工会連合会を經由して埼玉県に報告する。また、安否確認結果や業務従事の可否、大まかな被害状況等を坂戸市と共有する。)
- ②自然災害発生時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先とし、来訪者の事務所外への避難及び広域避難場所への誘導を行う他、事務所内でけが人が発生した場合は、けが人の応急救護場所を確保し、応急手当を行う。
- ③建物や事務所内の損壊状況を確認のうえ、二次災害(人への落下物の衝突)の防止を図る。また、このための施設及び機器等の見回りの役割分担を予め定めておく。
- ④国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ⑤感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合には、坂戸市における感染症対策本部設置に基づき、坂戸市商工会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ①坂戸市と坂戸市商工会との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ③大まかな被害状況を確認し、7日以内に情報共有する。
- ④坂戸市で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・市内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・市内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・市内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。  
商工会災害システムに継続して入力を実施する。

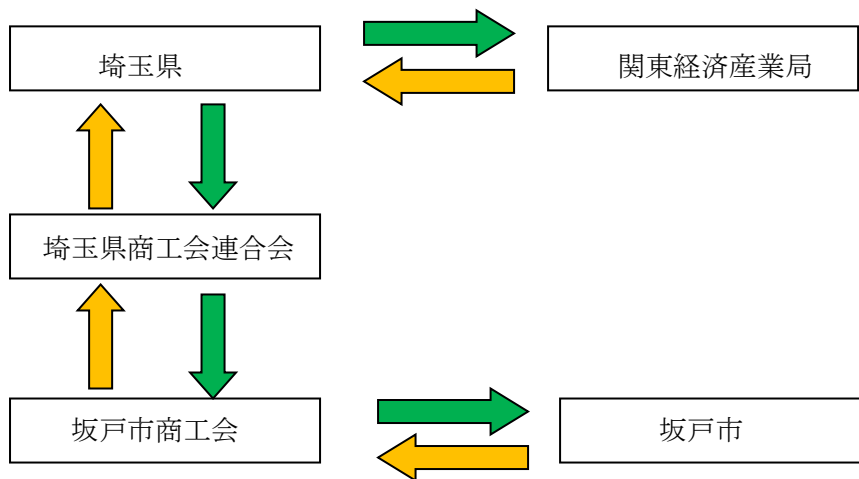
【坂戸市と坂戸市商工会で被害情報等を共有する間隔】

期 間	情報を共有する間隔
発生後～1週間	1日に2回連絡する ※被害状況現地調査実施
1週間～2週間	1日に1回連絡する ※被害状況現地調査実施
2週間～1か月後	2日に1回連絡する
1か月～3か月後	1週間に2回連絡する
3か月以降	1週間に1回連絡する

※坂戸市役所、坂戸市商工会の被害状況確認後に実施する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害及び感染症発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- ②自然災害発生時の二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③坂戸市商工会と坂戸市が共有した情報を埼玉県が指定する方法で坂戸市商工会または坂戸市より埼玉県に報告する。
- ④感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、坂戸市商工会と坂戸市が共有した情報を埼玉県の指定する方法にて坂戸市商工会または坂戸市より埼玉県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①坂戸市商工会は、坂戸市と協議のうえ、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。また、国・埼玉県から相談窓口設置に関して特別の要請を受けた場合はこれに従うものとする。
- ②地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ③応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ④感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ①埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を埼玉県等に依頼する。
- ③国、埼玉県、坂戸市における公的制度が円滑に受けられるよう法定経営指導員を中心とした支援体制を整備し、専門家とも連携した支援を行うとともに、これらに必要なセーフティネット

保証や罹災証明等の取得支援を実施する。

④坂戸市商工会の会報やホームページ等により、一定期間継続的に公的制度に対する情報、感染症拡大の際には感染予防に関する情報等を発信する。

⑤サプライチェーンの影響を受けた小規模事業者の取引等に関する情報提供について、商工会の会員ネットワークの活用や市内業種団体等とも連携する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに埼玉県へ報告する

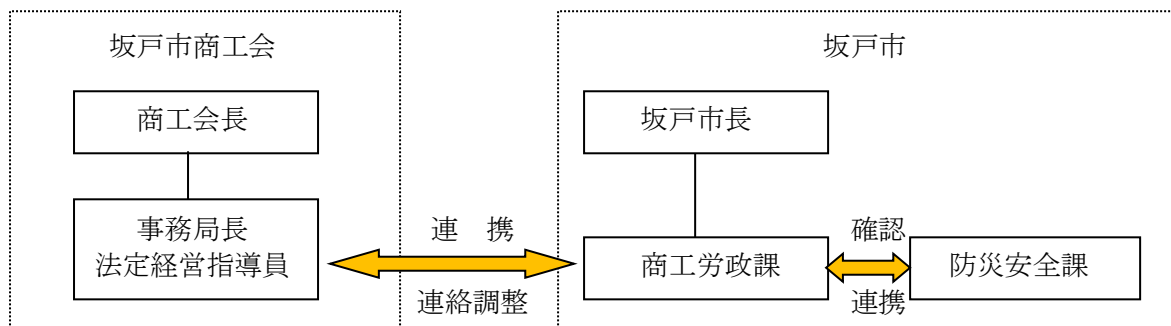
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

高橋 浩之 (連絡先は後述(3)①参照)  
林 順子 ( // )  
阿部 愛斗 ( // )  
室岡 聡 ( // )  
清水 拓也 ( // )

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗管理、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会

坂戸市商工会  
〒350-0229 埼玉県坂戸市薬師町3 1 番地 3  
TEL049-282-1331 / Fax049-282-1302  
E-mail: info@sakado.or.jp

②関係市町村

坂戸市役所 商工労政課  
〒350-0292 埼玉県坂戸市千代田一丁目1 番 1 号  
TEL049-283-1331 / Fax049-283-1366  
E-mail: sakado35@city.sakado.lg.jp



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	100	400	400	400	400
専門家派遣費	0	50	50	50	50
セミナー開催費	0	100	100	100	100
チラシ作成費	0	50	50	50	50
通信運搬費	100	150	150	150	150
消耗品費	0	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、坂戸市補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
1. 埼玉県商工会連合会 会長 三村 善宏 さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 ソニックシティビル7階  2. 埼玉県火災共済協同組合 理事長 三村 善宏 さいたま市大宮区桜木町一丁目7番地5 ソニックシティビル7階
連携して実施する事業の内容
1. 埼玉県商工会連合会 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP普及啓発セミナーの開催 2. 埼玉県火災共済協同組合 ①小規模事業者に対する災害リスクの周知
連携して事業を実施する者の役割
1. 埼玉県商工会連合会 ①広報物の提供 ②専門家派遣 ③費用の助成 2. 埼玉県火災共済協同組合 ①広報物の提供
連携体制図等
<p>小規模事業者</p> <p>事前対策 災害発生後の対策 応急対応時の支援 復興支援</p> <p>坂戸市商工会・坂戸市</p> <p>連携</p> <p>埼玉県商工会連合会</p> <p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知 ②BCP普及啓発セミナーの開催</p> <p>埼玉県火災共済協同組合</p> <p>①小規模事業者に対する災害リスクの周知</p>